

青森県報

第二千四百九十二号

平成十七年
六月二十日
(月曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定	……………	(保健衛生課)	…
検査の事務を農林水産事務所長に委任する土地改良区の指	……………	(団体経営)	…
定	……………	(改善課)	…
公有水面埋立ての免許	……………	(漁港漁場)	…
都市計画事業の認可	……………	(整備課)	…
	……………	(都市計画課)	…

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札	……………	(経 理 課)	…
除雪車両の交換に係る一般競争入札	……………	(同)	…
建設業者の許可の取消し	……………	(青森県土)	…
	……………	(整備事務所)	…
右 同	……………	(同)	…
右 同	……………	(五所川)	…
	……………	(土整備)	…
右 同	……………	(事務所)	…

告 示

青森県告示第五百二十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの

で、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大学堂薬局	八戸市大字三日町一三	平成二七・四・一
竹村医院	青森市花園二丁目一八の五	一七・六・一〇

青森県告示第五百二十八号

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）第十三条第一項第四十五号クの規定により、平成十七年度において知事が指定する土地改良区は、次のとおりとする。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 青森中部土地改良区
- 蓬田村土地改良区
- 平内町土地改良区
- 鬼沢檜木土地改良区
- 田山堰土地改良区
- 相馬土地改良区
- 蛭川土地改良区
- 天満下土地改良区
- 島守土地改良区
- 浅水七崎土地改良区
- 砂沢溜池土地改良区
- 赤石川土地改良区
- 屏風山土地改良区

榎林土地改良区

沼崎土地改良区

赤沼土地改良区

藤島川土地改良区

奥入瀬川東部土地改良区

大畑土地改良区

青森県告示第五百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十七年六月十三日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

むつ市脇野沢字黒岩二九 番から八番二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

X座標 プラス二二六一 八・五八四メートル
Y座標 マイナス一三六七・五三 メートル

の地点 X座標 プラス二二六一三 四六九メートル

Y座標 マイナス一三六五・三八八メートル

の地点 X座標 プラス二二六一四 六 七メートル

Y座標 マイナス一三六二・三四九メートル

の地点 X座標 プラス二二六一五 二三五メートル

Y座標 マイナス一三五八・六 二メートル

の地点 X座標 プラス二二六一六 七 〇 一メートル

Y座標 マイナス一三四八・五 二メートル

の地点 X座標 プラス二二六一五二・三九七メートル

Y座標 マイナス一三二七・四 一 一メートル

の地点 X座標 プラス二二六一二八 七 七メートル

Y座標 マイナス一三四四・九七五メートル

の地点 X座標 プラス二二六一 八九・三六一メートル

Y座標 マイナス二二九一・三三三メートル

の地点 X座標 プラス二二六一 三九・九八四メートル

Y座標 マイナス一三二六・九六五メートル

の地点 X座標 プラス二二六一 四四・九七メートル

Y座標 マイナス一三三三 一六三メートル

の地点 X座標 プラス二二六一 六八・七七 一メートル

Y座標 マイナス一三二二・三五八メートル

3 面積

三、二三四・五 平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

むつ市脇野沢字黒岩二九 番から八番二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

X座標 プラス二二六一七五 四三九メートル
Y座標 マイナス一三五九・二九三メートル

の地点 X座標 プラス二二六一四九・四七一メートル

Y座標 マイナス二二三三・三六六メートル

の地点 X座標 プラス二二六一二九・一九八メートル

Y座標 マイナス二二三七・九九五メートル

の地点 X座標 プラス二二六 九・五一九メートル

Y座標 マイナス二二八四・三九四メートル

の地点 X座標 プラス二二六 三七・一 メートル

Y座標 マイナス二二三二・九四三メートル

の地点 X座標 プラス二二六 七六・三八八メートル

Y座標 マイナス二二七七・三七八メートル

の地点 X座標 プラス二二六一二・九七 メートル

Y座標 マイナス二二七二・一五一メートル

の地点 X座標 プラス二二六一三九・一七四メートル

Y座標 マイナス二二七七・八一 メートル

3 面積

六、八三三・三六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業を平成十七年六月十三日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画道路事業（三・四・十八東城北宮川線）

三 事業施行期間

平成十七年六月二十日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県弘前市大字宮園三丁目地内

2 使用の部分

なし

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市青柳一丁目一六の三〇	宅 地	九六七・九九平方メートル

二 予定価格

四千八百万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市青柳一丁目一六の三〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

2 日時

平成十七年七月二十日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年七月十三日午前十時から、青森市青柳一丁目一六の三〇において現場説明を行う。

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

空港用高速ロータリ除雪車（六〇〇PS）

一台

二 納入期限

平成十七年十二月十六日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）、平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十七年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課財産管理グループ
電話 〇一七 七三四 九一〇四

2 入札書の提出期限

平成十七年八月一日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

(二) 日時
平成十七年八月八日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

- (一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき交換物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Snow Plow (600PS) for use at the airport

2 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 1, 2005

3 Contact Point for the notice:

Management Section
Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 コクヨ東北販売青森株式会社

二 代表者の氏名 東 正隆

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻三七の九一
 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一〇六三〇号
 五 取消年月日 平成十七年六月三日
 六 取消しに係る建設業の許可
 鋼構造物、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成十七年一月十七日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 高田電気工事株式会社
 二 代表者の氏名 高田 博明
 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田六三の一一
 四 許可番号 青森県知事許可(特 一一)第三二二三号
 五 取消年月日 平成十七年六月七日
 六 取消しに係る建設業の許可
 電気工事業に係る特定建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成十七年五月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社成恵組
 二 代表者の氏名 成田 徳
 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字境字池田一五
 四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一四九七七号
 五 取消年月日 平成十七年六月三日
 六 取消しに係る建設業の許可
 管工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成十七年五月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------